

特集

奈良県の過疎地域の現状とコミュニティ・ビジネスによる地域活性化への取り組み ～「NPO 法人サポートきなり」を題材に～

日本全体で高齢化が進展し、人口も減少局面に陥っているが、特に過疎地域においてはその影響が顕著にあらわれており、それに起因する多くの課題が表面化している。さらに、一部地域においては将来、地域社会の維持そのものが困難になることも危惧されている。その一方で、過疎地域は、大部分が農山漁村地域であるため豊かな自然や文化に恵まれ、食料の供給や国土の保全等において重要な役割を担っている。

そういう状況を鑑み、本稿では、過疎地域である奈良県下北山村で地域課題の解決に取り組む「NPO 法人サポートきなり」の活動を通じて、コミュニティ・ビジネスによる過疎地域の活性化について考える。

1 過疎地域について

1. 過疎地域とは

過疎地域とは、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」のことである。

具体的には「過疎地域自立促進特別措置法」(以下、「過疎法」)によって定められた要件を満たした地域で、「①過疎地城市町村」、「②過疎地域とみなされる市町村」、「③過疎地域とみなされる区域を有する市町村」の3つに分類されている。

【過疎法による過疎地域の分類】

分類①：「過疎地城市町村」

…過疎法第2条第1項および第32条が適用される要件に該当する市町村（要件の詳細については省略）。

分類②：「過疎地域とみなされる市町村」

…過疎地城市町村を含む合併による新市町村は、過疎地城市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には過疎地域とみなされる。(過疎法第33条第1項)

分類③：「過疎地域とみなされる区域を有する市町村」

…過疎地城市町村を含む合併による新市町村は、分類①および②に該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域は過疎地域とみなされる。(過疎法第33条第2項)

2. 過疎地域の現状と課題

平成26年4月1日現在、全国に1,719ある市町村のうち過疎地域に該当する市町村は797で、市町村全体の46.4%を占めている。内訳は、前述の分類①に該当する市町村が616、分類②が30、分類③が151となっている。

また、総務省が発表した住民基本台帳に基づく平成27年1月1日現在の人口は、前年より27万人減少の1億2,616万3,576人となり、減少幅は過去最大となった。65歳以上の高齢者人口は3,268万764人で、高齢化率（総人口に占める65歳人口の割合）は前年比0.9ポイント上昇の25.9%と高齢化が進んでいる。特に過疎地域における人口減少率および高齢化率は非過疎地域のそれよりも高く、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計でも将来的にも高い比率で推移すると予測されている。

こういったことから過疎地域の集落においては、今後ますます人口の減少や高齢化が進むにつれて、それに起因する社会的サービスの提供や地域資源の管理、景観や伝統文化の継承など多くの課題が表面化してくる。さらに、地域社会の維持そのものが困難になることも危惧されている。

総務省が市町村の担当者へ行った「過疎地域における集落の状況に関する現況把握調査（平成23

年2月)」の結果から、多くの集落で発生している問題や現象をみると、「働き口の減少」(74.5%)、「耕作放棄地の増大」(72.1%)、「空き家の増加」(67.5%)、「獣害・病虫害の発生」(62.3%)、「商店・スーパー等の閉鎖」(56.5%)が上位5位となり、7割を超える市町村で「働き口の減少」や「耕作放棄地の増大」が指摘されている(図表1)。



出所:「過疎地域における集落の状況に関する現況把握調査報告書」(総務省)

3. 過疎地域の課題解決への国の対策

国は各種の過疎地域への対策を実施しているが、そのひとつとして「地域おこし協力隊」や「集落支援員」の制度があり、過疎地域の活性化に取り組む際に地域に対して国から財政支援が行われている。

「地域おこし協力隊」は、地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「隊員」として委嘱。隊員は住民票を異動させて概ね1年以上3年程度地域で生活し、農林水産業への従事などの地域協力活動に従事する。平成21年度から実施され、初年度は1県30市町村で89人だった。

また、「集落支援員」は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した

人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し「目配り」として集落の巡回、状況把握を実施する。平成20年度から実施しており、初年度は専任支援員が199人、兼任支援員が約2千人だった。

「地域おこし協力隊」、「集落支援員」のいずれも特別交付税の対象となり、隊員や支援員の活動に対し資金が援助される。なお、「地域おこし協力隊」の場合は期間があらかじめ最長3年と定められているが、3年を超えて活動を続けることは可能。ただし、特別交付税措置は終了する。平成25年7月時点で隊員の約6割が任期終了後も同一市町村または近隣市町村に定住している。

「地域おこし協力隊」および「集落支援員」の全国における平成26年度の活動人数は図表2の通りであり、合わせて6千人以上が地域で活動している。なお、奈良県内で活動する「地域おこし協力隊員」は48人、専任の「集落支援員」は12人である。

図表2: 地域おこし協力隊員数、集落支援員数

全国(平成26年度)	
地域おこし協力隊	集落支援員
1,511人	専任:858人、兼任:3,850人
444自治体 (7府県 437市町村)	221自治体 (5府県 216市町村)

4. 奈良県の過疎地域の現状と課題

①奈良県の過疎地域

奈良県の過疎地域は15市町村で、県全体の面積の約70%を占めているが、人口は約105千人(平成22年、国勢調査)で、奈良県全体の7.5%にすぎない。なお、過疎地域の市町村名は図表3の通りであるが、そのうち五條市は「過疎法」による分類②に、宇陀市(旧菟田野町と旧室生村)は分類③に、その他は分類①の要件に該当している。

図表3：奈良県の過疎市町村

①	五條市	⑧	黒滝村
②	宇陀市のうち旧菟田野町	⑨	天川村
③	宇陀市のうち旧室生村	⑩	野迫川村
④	山添村	⑪	十津川村
⑤	曾爾村	⑫	上北山村
⑥	御杖村	⑬	下北山村
⑦	吉野町	⑭	川上村
⑯	下市町	⑮	東吉野村

出所：「奈良県HP」



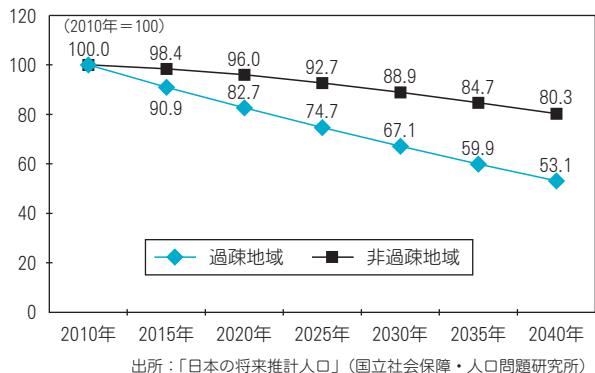
②過疎地域、非過疎地域の人口減少率と高齢化率

図表4および5は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」から奈良県の過疎地域（※）と非過疎地域の将来人口と高齢化率の推移をみたものである。

2010年（平成22年）を100とした指数で2040年（平成52年）までの人口推移を5年刻みでみると、過疎地域、非過疎地域とも人口は減少すると推計されているが、減少率は過疎地域のほうが高く、将来的に両者の乖離は大きくなる傾向にある。また高齢化率の推移をみると、2010年時点での過疎地域の高齢化率は33.2%で、非過疎地域の23.3%に比べ9.9ポイント高い。2040年までの推計でも過疎地域の率が概ね10ポイント程度高い。

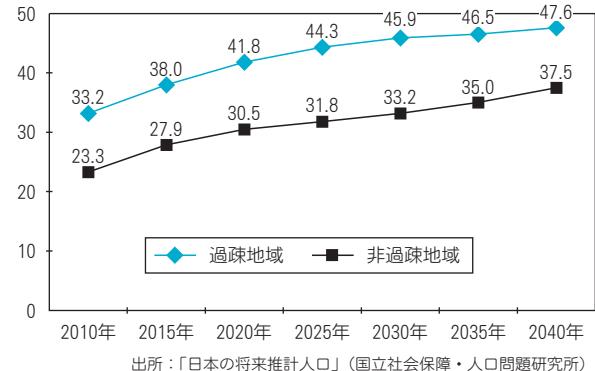
※便宜上、宇陀市の人口はすべて過疎地域に含めている。

図表4：地域別将来推計人口の推移（奈良県）



出所：「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

図表5：高齢化率の推移（奈良県）



出所：「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

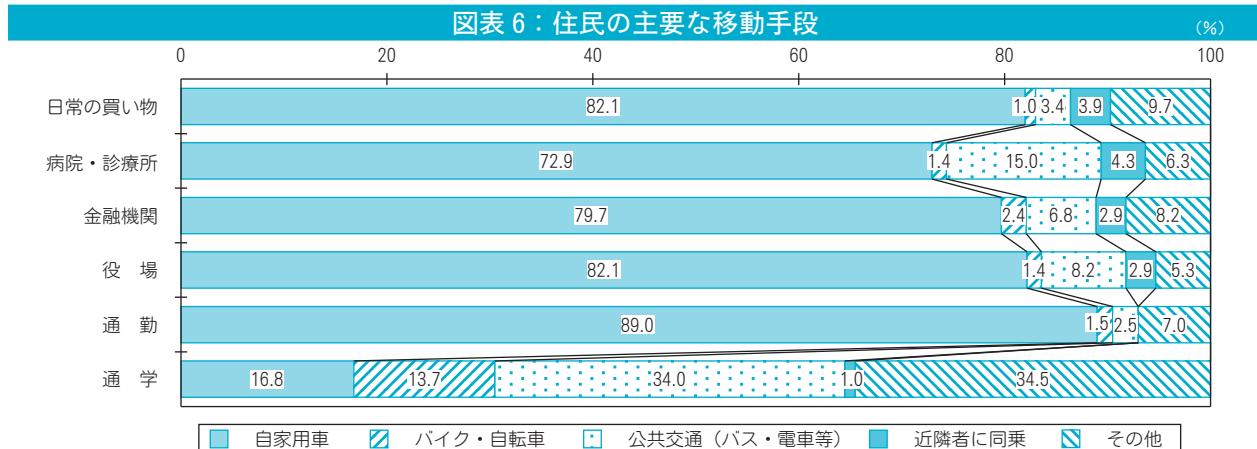
③奈良県の過疎地域における集落実態調査結果

奈良県の過疎地域の多くは、広大な面積の中に集落が散在し、しかも日常生活を営む生活圏が狭隘で多岐に分割されている。そういったなか、全国と同様に人口の減少や高齢化の進展等により地域社会の維持が困難となるなど、厳しい課題に直面している。その実態を「奈良県の過疎地域における集落実態調査結果（平成22年3月）」（以下、「集落実態調査」）からみてみよう（なお、本調査は5年前であるため、現在とは状況が変化している可能性があることに注意が必要）。

■住民の主要な移動手段と10年後の不安

「日常の買い物」(82.1%)をはじめ、通学以外の場面では「自家用車」が7割強～9割弱と大部分を占める。過疎地域では、一般的に路線バス

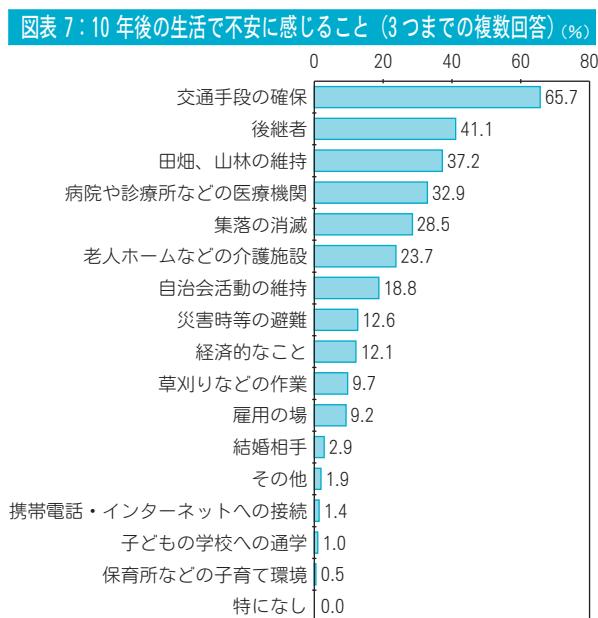
図表 6：住民の主要な移動手段



出所：「奈良県の過疎地域における集落実態調査結果」（奈良県）

や鉄道などの公共交通がない、あるいはあるが運行本数が少ないとことから、住民の基本的な移動手段は自家用車となっている（図表 6）。

そのため、今はまだ大きな問題でなくとも、経年とともに自家用車の運転が困難になると、たちまち移動の不自由さが生じる。「集落実態調査」で「10 年後の生活で不安に感じること」で 6 割以上が「交通手段の確保」と回答していることがこれを物語っている。

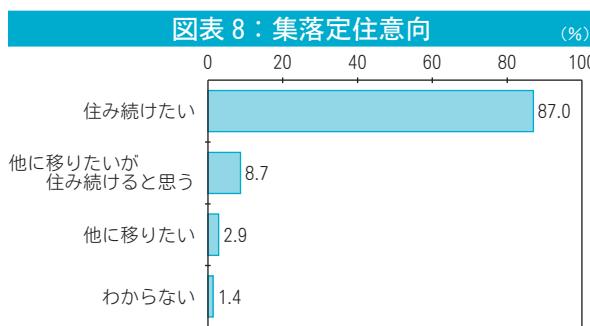


出所：「奈良県の過疎地域における集落実態調査結果」（奈良県）

以下、不安に感じることは「後継者」「田畠、山林の維持」「病院や診療所などの医療機関」と続く（図表 7）。なお、図表 6 で通学の場合には、回答者に通学する子どもがいない場合があるが、この場合の回答は「その他」に含まれる。

■集落定住意向

現在の集落の定住意向は、「住み続けたい」との回答が 87.0% で最も多く、「他に移りたいが住み続けると思う」の 8.7% を加えると、このまま進み続ける人は 95.7% にのぼる。回答者に高齢者が多いため、「他に移りたい」との回答は 2.9% と少数だった（図表 8）。過疎地域を対象とした他地域の様々な調査結果をみても、多くの人が今の居住地に満足し、そこでの永住を希望しているという結果がみられる。

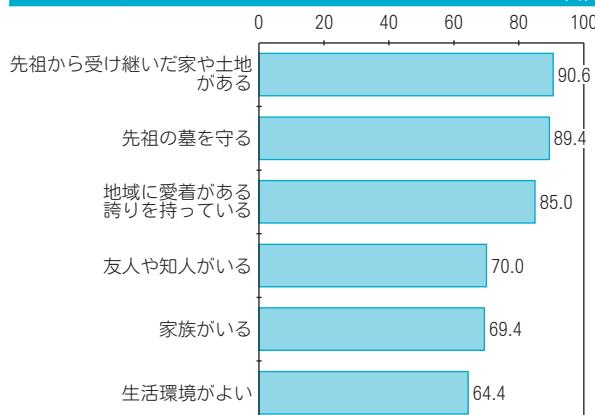


出所：「奈良県の過疎地域における集落実態調査結果」（奈良県）

今後の定住意向（※）については、「先祖から受け継いだ家や土地がある」が90.6%で最も多い。以下、「先祖の墓を守る」(89.4%)、「地域に愛着がある 誇りを持っている」(85.0%)「友人や知人がいる」(70.0%)、「家族がいる」(69.4%)、「生活環境がよい」(64.4%)と続く（図表9）。

（※）前記設問で「住み続けたい」と回答した人が対象。

図表9：今後の定住意向（回答率50%以上の項目）（%）



出所：「奈良県の過疎地域における集落実態調査結果」（奈良県）

■生活環境の10年前との比較（改善度合い）および満足度（DI）

図表10は10年前と比較して生活環境がどのよ

うに変化したか（改善度合い）およびその結果の満足度をDI（※）で示している。

（※）DI…「良くなった（または「満足」）」と「どちらかといえど良くなかった（または「まあ満足」）」の回答割合の合計から「悪くなった（または「不満」）」と「どちらかといえど悪くなかった（または「やや不満」）」の回答割合を減じたもの。

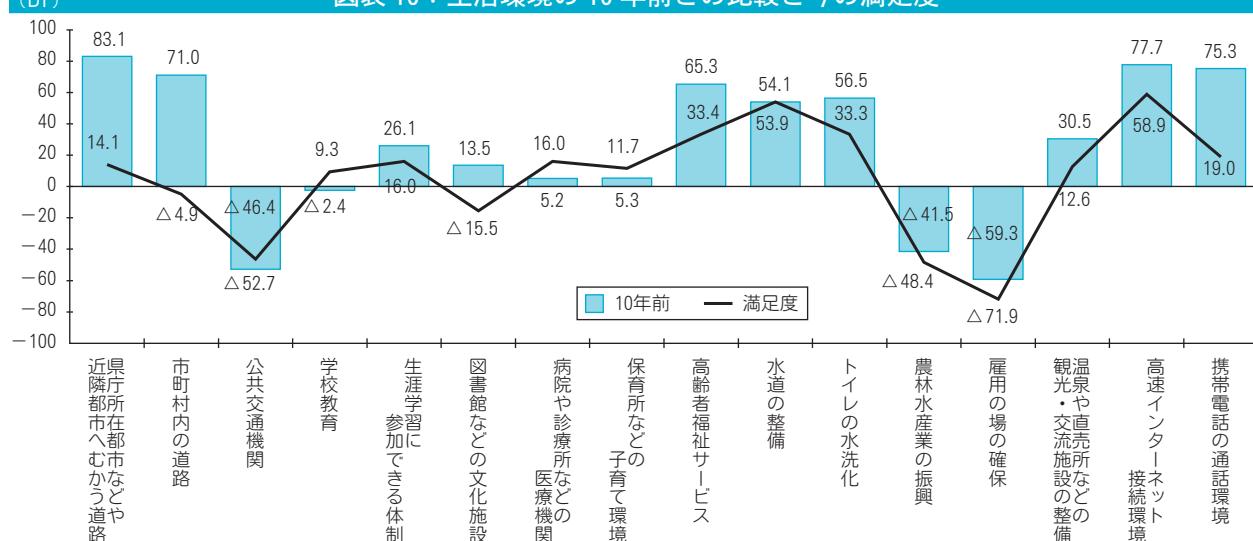
また、「10年前との比較」と「満足度」の状況をマトリクスにしたもののが図表11であり、(A)～(D)の4パターンに分類できる。

- (A)のパターン…改善度合いが高く、満足度も高い
- (B)のパターン…改善度合いが高いが、満足度は低い
- (C)のパターン…改善度合いが低いが、満足度は高い
- (D)のパターン…改善度合いが低く、満足度も低い

図表11：10年前との比較と満足度

		10年前との比較 (改善度)	
満足度	高い	高	低
		(A)	(C)
低	低	(B)	(D)

図表10：生活環境の10年前との比較と今の満足度



出所：「奈良県の過疎集落における集落実態調査結果」（奈良県）より当研究所にて加工

图表11のパターンを图表10に当てはめると、「高速インターネット接続環境」や「水道の整備」、「トイレの水洗化」といった住環境の整備や「高齢者福祉サービス」は良くなつたとの回答が多く、また、満足度も高かった((A)のパターン)。

「県庁所在都市や近隣都市へむかう道路」や「市町村内の道路」は10年前と比べ、良くなつたとの回答が多い。しかしこれでも満足度は低く、特に市町村内道路の満足度は依然マイナスの水準にある((B)のパターン)。

「公共交通機関」「農林水産業の振興」「雇用の場の確保」は10年前より悪くなつたとの回答が多く、満足度も大きくマイナスとなっている((D)のパターン)。

なお、「改善度合いが低いが、満足度は高い」という(C)のパターンは見られなかった。

前述したように、今後も今の場所に住み続けたいと考える住民が多いことから、「10年前よりも悪化しており、かつ地域住民の満足度が低い」3項目（「公共交通機関」「農林水産業の振興」「雇用の場の確保」）は、地域における大きな課題であり、最優先で取り組む必要がある。

5. 過疎地域が抱える課題のまとめ

これまで見てきた奈良県の「集落実態調査」および全国の「過疎地域における集落の状況に関する現況把握調査」の結果を踏まえて総合的に勘案した結果、過疎地域が抱える課題は以下の通りとなつた。

- ①買い物や通院等が不便…路線バス等の公共交通機関の利便性が低く、自家用車に頼らざるを得ない地域が多いが、高齢者が増加したこともあり買い物や通院等が不便になっている。
- ②地元で働く場所が不足…主要産業となる第1

次産業が衰退し、働く場所がないために人材が流出している。

- ③地域を支える人が減少…人口減少や高齢化が著しく進むことで、伝統行事や冠婚葬祭など地域活動の担い手となる人材が減少している。
- ④商店・スーパーの閉鎖…人口の減少に伴う売上の低迷から、閉鎖する小売店が増加している。
- ⑤耕作放棄地や荒廃した森林、獣害被害が増加…働く場所の不足や人口減少から、耕作放棄地や荒廃した森林が増加している。また、鳥獣が人間の生活圏内に入り込み、農産物や人への被害をもたらしている。
- ⑥空き家の増加…人口の減少により、長期間無住の空き家が増加している。
- ⑦簡単な修繕等ができない…高齢者が増加し、自宅の簡単な修繕や植木の剪定などができる。

2 課題解決のためのコミュニティ・ビジネス

1. コミュニティ・ビジネスとその効果

これまで見てきたようにわが国は、人口減少・高齢化という深刻化する社会問題に直面し、特に、過疎地域で暮らす人々の暮らしは厳しい状況にある。しかし、過疎地域における人口減少や高齢化の進展に起因する課題に対して、きめ細かい対応をするためにはコストが高くなり、営利を優先する民間企業での対応は難しい。一方で、行政によるサービスの提供も限られた財政のなか、多様化する住民ニーズに対応することも厳しい状況にある。そのため、官民によるサービスの提供は決して十分とはいえない。

そこで、地域社会で発生する数々の課題に対し、地域住民が主体となってビジネスの手法を活用して解決を試みる「コミュニティ・ビジネス」が注目されている。

コミュニティ・ビジネスは、行政や民間企業では行き届かない分野のサービスを提供し、地域が抱える課題を解決するものとして効果的であり、近年、全国的に広がりをみせている。特徴は、①地域住民が主体であること、②地域の課題解決が第一であり、収益面は二の次であること、③（収益面は二の次といっても）ボランティアではなく、適正価格による有償のビジネスであること、の3点。事業収入を得ることにより、活動の担い手が労働の対価（報酬）を得ることができるため、地域の雇用創出にも繋がる。なお、類似の言葉として「ソーシャル・ビジネス」があるが、社会的課題全般の解決を目指す「ソーシャル・ビジネス」に対し、比較的狭い地域の課題に着目するのが「コミュニティ・ビジネス」である。

平成26年12月、政府は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、5つの政策原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）を提示して、人口減少時代を迎えたわが国の将来にわたる「活力ある日本社会」の維持を支援している。その政策原則のひとつである「自立性」とは「地域は、国の支援がなくとも地域・地方の事業が持続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する」とされるよう、地域においても、「独自での課題解決」への取り組みが求められている。

2. コミュニティ・ビジネスの事業分野

実際の組織形態では、NPO法人が比較的多くを占めるが、個人や会社組織、組合組織など、様々な形態が存在する。また、事業分野としては、福祉、環境、観光・交流、まちづくりなどあらゆる分野に活動が拡がっている。なお、コミュニティ・ビジネスの事業分類の詳細は図表12のとおりである。

図表12：コミュニティ・ビジネスの事業分類

① 福祉	各種給食、在宅介護、外出移送、住宅改造、賣い物代行、家事援助・代行、出張理容美容の各サービス、福祉施設の経営など
② 環境	リサイクル、環境美化、リサイクルショップなど
③ 情報サービス	地域情報紙の発行、コミュニティFM放送局の運営、インターネットを活用した情報サービス、地域文化資源の電子データ化など
④ 観光・交流	観光イベントの企画・運営、観光ボランティアガイド、都市と農村の交流、国際交流、異業種交流など
⑤ まちづくり	祭りやイベントの企画・運営、商店街空き店舗の活用、まちづくりコンサルティング、商店街街頭配サービスなど
⑥ ものづくり	食品加工、伝統工芸など
⑦ 就労支援	女性・障がい者・高齢者の就労支援など訓練・研修、ワークアレンジメントなど
⑧ 子育て支援	保育サービス、不登校児童のためのスクール、青少年スクールなど
⑨ 生涯学習	趣味、おかげごとなど
⑩ 芸術文化振興	芸術文化イベントの企画・運営、伝統行事や祭りのサポート、映画・演劇の上映など
⑪ 公益施設管理	公共施設の管理運営など
⑫ 科学技術振興を図るものづくり	職人の技術を生かしたものづくりなど
⑬ コミュニティ・ビジネス支援（中間支援）	コモンズ・ビジネス起業家支援、ワークアレンジメント、地域通貨、地域金融など

出所：経済産業省「コミュニティ・ビジネスにおける自治体等とコミュニティ活動事業者の連携による地域経済活性化事業実態等調査報告書」

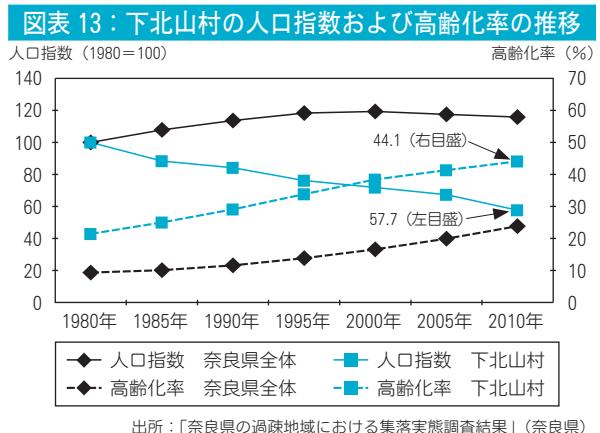
3 下北山村におけるコミュニティ・ビジネスの取り組み

1. 奈良県下北山村の概要と人口減少、高齢化の推移

奈良県吉野郡下北山村は奈良県の南東部に位置し、北部および東部は奈良県上北山村、西部は奈良県十津川村、南部は和歌山県北山村、東南部は三重県熊野市に接している。

四方を山に囲まれ、西部には釈迦ヶ岳をはじめとする大峯山系が連なり、平成16年世界遺産登録となった「紀伊山地の霊場と参詣道」の大峯奥駈道が通っている。また、村内の約半分が吉野熊野国立公園に指定されている。日本でも有数の多雨地帯として知られ、雨水が幾筋もの川となり北山川に集まり、これらの川に沿って集落が散在している。平成22年国勢調査によると、人口は1,039人（男性：505人、女性：534人）、世帯数：559戸である。

下北山村の人口減少と高齢化の推移を奈良県全体と比較したものが図表13である。1980年の人口を100とした指数（左目盛）と高齢化率（右目盛）の5年刻みの数値をみると、下北山村の人口減少と高齢化の進展が顕著であることがわかる。



2. コミュニティ・ビジネスの取り組み

(1) NPO 法人サポートきなり設立の経緯

下北山村では、人口の減少および高齢化の進展に起因する地域の課題に対処するため、「NPO 法人サポートきなり」(※) (以下、「サポートきなり」) が「地域おこし協力隊」や「集落支援員」等の制度を活用し、集落の困りごとなど住民の日常生活を支援している。本章では、行政主導ではなく民間の NPO が中心に行なっている「コミュニティ・ビジネス」について概観し、その成功要因を探ってみたい。

*きなりとは「純粋」、「素朴」、「まさりけのない」という意味で、「本物の暮らしのある村づくりを」という願いを込めた言葉。

これまでみてきたような全国や奈良県の過疎地域全体が抱える課題は、下北山村においても同様であり、平成 26 年の高齢化率は 44.9%まで上昇し、一人暮らしの高齢者や要援護者も増えてきている。

この様な現状にあっては、住民の日常生活における住環境の維持、田畠の耕作、農作物等の獣害対策、日用品や食料品の購入や通院など、暮らしに関わる様々な事柄に対応する事が困難となっており、あるいは将来的にみても課題であると思われる。一方で、多くの住民は将来も今の地域で住み

続けたい（図表 8）という希望を持っている。

平成 25 年 8 月、このような人々の暮らしや想いを少しでも支えようという目的で、村役場とも連携し、任意団体「下北山村生活支援隊サポートきなり」を立ち上げ、「地域おこし協力隊員」、「集落支援員」や奈良県が募集する「ふるさと復興協力隊員」が中心となり、地域住民の日常的な生活維持、住環境等の改善等の課題解決に向けたサポートを実施してきた。そして平成 26 年 10 月 2 日に NPO 法人を設立して地元出身者が理事長に就任し、現在に至っている。

「サポートきなり」のスタッフは平成 27 年 8 月現在、理事長以下 6 人で、そのうち 1 人は「地域おこし協力隊」、2 人は「集落支援員」、2 人は「ふるさと復興協力隊員」を兼務している。

NPO 法人 サポートきなり

理事長 山本静夫

〒639-3803

奈良県吉野郡下北山村寺垣内 1085 番地

TEL : 07468-6-0770 FAX : 07468-6-0771

Mail : support-kinari@kcn.jp

(2) 具体的な活動内容

「サポートきなり」では下北山村における課題を解決するべく「農業分野」と「生活支援分野」の 2 つの事業を展開している。

①農業分野

●朝市の開催

平成 25 年 7 月 6 日より「土曜朝市」を開催している。下北山村には生産農家は少ないが、これまで住民の多くが自給用に野菜等を栽培していた。野菜は一斉にできるため採れすぎて食べきれないし、近所も同じ野菜が同時にでき、さばき切れない。いきおい余ったものは処分するしか方法がなかった。こういった状況の中、野菜の有効活用と

して朝市を開催して販売することとした。

野菜の出荷者は登録制とし、当初 16 人からスタート。現在、60 人弱の登録があり、1 人を除き全員が下北山村の住民。捨てるのを防ぐという元々の目的に加えて、少しだが収入があるのも出荷者にとってはうれしい。ただそれよりも、「野菜を作ることが楽しみや生きがいになっている」という副次的な効果の方が大きいという。最初は抵抗があった人も、知り合いの様子をみて参加するなど、クチコミなどで出荷者が増加するという良い流れもできてきた。現在は野菜のほか味噌、トチ餅、さんま寿司、まな板や杉箸など下北山村の特産物を販売している。

出荷の流れはこうだ。出荷者は、所定のプラスチック製のカゴに農産物等をいれてあらかじめ決められた場所（概ね、出荷者の最寄りのバス停付近）に出しておくと、「サポートきなり」のスタッフが車で回収に回る。そして、朝市会場で販売し、販売状況を記した出荷伝票と残った農産物を集荷した場所に戻す。

つまり、出荷者はわざわざ朝市の会場まで運び、そして回収するという手間がいらない。特に、車を利用する機会が少ない人にとってはこのシステムは大変都合がよい。例外商品を除き野菜は 100 円均一で販売し、「サポートきなり」は売上代金より 1 割を手数料として徴収し、残りが出荷者の売上となる。

朝市は、毎週土曜日に下北山村スポーツ公園入口（朝市広場）にて開催されるが、数時間で完売する日もあるという。開始以来、季節によって出荷量と販売量の波はあるものの、安定した売り上げがあり、全体として増加傾向が続いている。来場者は村内居住者が中心だが、一部村外からも買い物に訪れる。

テント 1 張からスタートした朝市の施設も充実してきた。当初は足元が未舗装で長靴を履いての作業だったが、テントが 2 張りになり、そして現在は建物が建ち、足元も舗装されている。

「出荷した野菜がすべて売れた場合には、出荷伝票に『完売』のスタンプを押しています。売れたということは自分たちの生産物が第三者に認められたことになるため、出荷者はこのスタンプが欲しくて一生懸命野菜を作っています。いわば、ゲーム感覚で出荷しています」と山本理事長は微笑む。

このように、朝市は売り上げによる収入というよりはむしろ野菜の栽培や出荷を通して人々の生きがいや働きがい、自己実現に大きく貢献しているといえるだろう。



出荷者から回収した農作物等（上）
と朝市の風景（右）



● 「下北春まな」の栽培と販売

「下北春まな」は下北山村で古くから自家野菜として栽培されてきた。大ぶりの丸い葉は切れ込みがなく、肉厚で濃い旨味と柔らかい口あたりが特徴で、平成 20 年 4 月に、奈良県により「大和野菜」に選定されている。

これまででは収穫量が少なく、村内だけで消費されていたが、「サポートきなり」がビニールハウスでの有機栽培を行ったことで、朝市や後述の地元の学校給食はもとより村外でも販売できるほど

生産量が増加した。村外での販売はサポートきなりにとっても貴重な収入源にもなるうえ、地元野菜の対外的なPRにも繋がっている。



収穫された「下北春まな」

●学校給食への出荷

生産量が増加したことから、平成26年7月以降、地域の学校等へ出荷を開始した。「安全でおいしい地元の野菜を下北山村の子どもたちにたくさん食べてほしい」との願いから始めたもので、下北山村保育所、小学校・中学校の子ども・生徒と職員の給食約100食分の野菜を出荷している。

②生活支援分野

●過疎地有償運送の開始

路線バスや鉄道といった公共交通サービスは、人間が日常生活をするうえで必要不可欠なものである。特に自家用車を使えない高齢者等にとっては、その重要性はより高いものになる。しかしながら、過疎地域の多くでは採算性などから、運行本数の減少や路線の廃止を余儀なくされているのが実情である。

下北山村を通る路線バスの運行状況をみると、村から北へ向かう便があるが、川上村で乗り換え、上市、大淀方面を結ぶ便が1日1往復だけで、運行本数は極端に少ない。また、経済圏とされる三重県熊野、新宮方面へのバス便はなく村内のタクシー事業者も廃業したため、住民は通院、買い物、

美容院といった日常の生活に自家用車を利用するしか方法がなかった。

前述の「集落実態調査」においても、(下北山村に限らず) 買い物や通院といった日常の生活に自家用車を利用している人がほとんどだった。さらに、これから先、高齢化が進むにつれ、身体能力の低下等により車の運転が困難となるケースも生じ、そうなると将来、生活の不自由さが増すという事態に至る可能性がある。

今後も住み慣れた地域で快適に生活を続けるには住民の足を確保しなければならず、そのための支援や対策を講じる必要があった。そこで、「サポートきなり」では過疎地有償運送（平成27年4月1日より公共交通空白地有償運送）を始めることとした。過疎地有償運送とは、公共交通機関による充分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、自家用車を用いて有償で輸送サービスを行うことができる制度。国土交通省近畿運輸局から登録の許可があり、平成27年1月5日に運行をスタートさせた。

有償運送の利用者は平成27年1月から7月末までの7月間で延べ369人が利用し（内訳は図表14参照）、事前の登録者は71人（7月31日現在）となっている。車両の運転は4人体制（うち3人は外部委託）で行われている。

★過疎地有償運送の概要と利点★

- ・形態は2種類あり、決まった時間に決まったコースを走る「バス型」と乗客の要望に合わせて走る「タクシー型」がある。
- ・バス型は週2回（火・金曜日）の午前と午後にそれぞれ熊野方面へ運行し、週3回（月・水・土曜日）は村内を循環する。
- ・タクシー型は北方面へは吉野町（近鉄電車の最寄り駅）、南方面は三重県御浜町や熊野

- (病院やスーパーマーケット、JRの最寄り駅など)等へ運行。
- ・日曜、祝日および年末年始の運行はない。
 - ・バス型、タクシー型とも完全予約制で、走行距離に応じて料金を支払う。利用するには事前の登録と年会費1,000円が必要である。
 - ・タクシー型はバス型よりも高額だが、一般的なタクシーに比べ半額程度である。
 - ・タクシー型には最低料金(300円)がある。
 - ・タクシー・バス型とも自宅近くで乗車・降車ができる。



有償運送の車両に乗り込む住民

図表14：有償運送の実績

行先 形態	村内		熊野等		合計
	バス型	タクシー型	バス型	タクシー型	
平成27年1月	6	9	41	4	60
平成27年2月	0	9	41	2	52
平成27年3月	4	7	53	3	67
平成27年4月	6	2	35	5	48
平成27年5月	0	2	35	3	40
平成27年6月	6	8	32	4	50
平成27年7月	4	10	22	16	52
合計	26	47	259	37	369

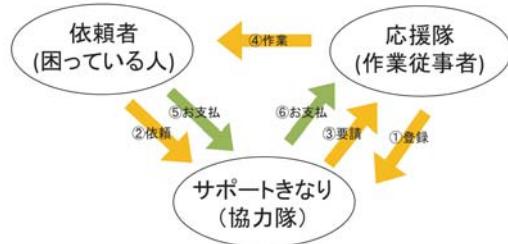
熊野等へのタクシー型は、吉野方面を含む。

●他の困りごと支援の内容と実績

「サポートきなり」では、高齢者などが普段の生活の中で生じる困りごとの支援を行っている。その基本的な流れを説明すると、「サポートきなり」は困っている人（依頼者）の依頼を受け、あらかじめ登録を受けた「応援隊」（作業従事者）に、内容に応じて仕事を要請する。「応援隊」は作業を行い、作業が終了した後、「依頼者」が「サポートきなり」に代金を支払い、「サポートき

なり」は手数料を差し引いた残金を「応援隊」に支払う。現在「応援隊」に登録している人は40歳から77歳までの15人である。なお、平成26年の作業実績は図表15の下の表のとおりである。

図表15：他の困りごと支援の流れと作業実績



作業内容	実施件数(平成26年)
草刈・植木剪定	40件
蜂の巣退治	5件
獣害対策ネット設置	3件
畑耕運	2件
家屋清掃	2件
家屋小修繕	2件
屋根塗り	2件
ゴミ運搬処理	1件

◇料金例(草刈りの場合) 1時間 1,200円×作業時間+諸経費

(3) 活動の成果と成功要因

農産物の栽培、朝市・村外での販売や困りごとの依頼件数は順調に推移している。有償運送は、まだ緒に就いたばかりだが、住民のニーズに応え一定の成果が表れている。さらに、農産物等の出荷を通じて、住民の生きがいが醸成され、地域での人の交流が活発になっている。

「サポートきなり」の事業が成功している要因としては、「地域における課題に即した取り組みを実践したこと」、そして実践のための人材として、「組織全体を取りまとめる地元のリーダー」と「『地域おこし協力隊』などのいわゆる『よそ者』」の存在があげられる。また「よそ者」を地域が快く受け入れたこと等も大きな要素であろう。もちろん、「地域おこし協力隊」等の大きな頑張りがあったことは言うまでもない。

地域に暮らす人々にとって、日常の生活を安心

して楽しくそして豊かに過ごすことは、何にも代えがたいことである。その意味からも、地域住民の生活環境の改善をサポートする「NPO 法人サポートきなり」の存在価値は大きく、数々の取り組みは下北山村に暮らす住民にとって大きな意味を持っている。住民との信頼関係もできており、この活動を通じて、下北山村がより活性化していくことを期待する。

4 おわりに

人口の減少や高齢化の進行に起因する地域の課題は、全国に 8 百近くある過疎地域に共通のものである。加えて、これから先、これらの進行を遅らせることはできても、食い止めることは難しい。したがって、「人口は減少する」、「高齢化は進行する」ことを前提に、地域をどう活性化させるかを考えることが重要である。そういう状況のなか、「コミュニティ・ビジネス」は、今の日本の過疎地域がかかえる現状や課題に対する解決策のひとつとなっている。

過疎地域の活性化に向けたコミュニティ・ビジネスを運営するにあたっての重要なポイントは 2 つある。ひとつは「事業の持続性」である。なぜなら、せっかく軌道に乗り始めた取り組みが途中で頓挫したり、規模の縮小や廃止に追い込まれたりすると、最も困るのは地域住民であるからだ。したがって、事業継続のために、「コミュニティ・ビジネス」の事業者は常にビジネススキルを磨き、健全な経営を心がけなければならない。

もうひとつはコミュニティ・ビジネス事業の推進に大きな役割を担っている「地域おこし協力隊」や「集落支援員」等の制度上の問題をどう克服するかである。地域の課題解決にこの活動が効果的に機能しているが、「地域おこし協力隊」は最長

3 年で交替しなければならず、任期満了後の業務の引き継ぎの煩雑さや交替に伴うクオリティの低下など、事業を次の人に引き継ぐまでの数々の課題がある。さらに、隊員の任期が限られていることから、「地域に溶け込み、せっかく近くなった地域住民との距離が、リセットされてしまう」ことや国の支援がいつまで行われるか不明確なこともある。もちろん、任期満了後も地域に残り活動を続けることは可能だが、この場合には財政支援がないため、人件費の財源確保や新たな仕事の創出などが必要となる。

2 つの重要なポイントを踏まえたうえで、コミュニティ・ビジネスによる過疎地域の活性化を推し進めるには、住民の困りごとなど地域が求めるニーズを的確に把握し、それに見合ったサービスを提供して住民の満足度を高め、地域住民にとってなくてはならない存在となることである。そして、国等からの財政支援に甘んじるのではなく、支援を受けているあいだに中核事業の経営基盤を強化し、仮に支援が終了しても「自立できる体制」を作つておくことが必要である。そのためには、事業の恩恵を受ける住民側の負担（年会費や登録料といった費用の支出など）も場合によっては求められよう。

コミュニティ・ビジネスは過疎地域に暮らす住民にとって他に代えがたい重要な存在となっている地域もあり、将来に向けての自立的・持続的な発展が望まれる。

（丸尾尚史）

【参考文献】

- ・「過疎地域等における集落対策に関する総務省の取組」
(総務省)
- ・「国勢調査」
(総務省)
- ・総務省、奈良県 HP
- ・「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)
- ・「奈良県の過疎地域における集落実態調査結果」(奈良県)
- ・「奈良県過疎地域自立促進方針」
(奈良県)
- ・「新版 コミュニティ・ビジネス」
(学芸出版社)
- ・「過疎地域の戦略」
(学芸出版社)